

統計調査員がお伺いしましたら 統計調査にご回答をお願いします

平成27年度の統計調査

5年毎

国勢調査(平成27年10月1日現在)

毎年

学校基本調査(平成27年5月1日現在)
学校保健統計調査(平成27年4月から6月)
財政状況調査

毎月

労働力調査
毎月勤労統計調査
生産動態統計調査
商業動態統計調査
小売物価統計調査
家計調査
個人企業経済調査(四半期)

調査した内容(個人情報)は、統計法によって厳重に保護されます。統計以外の目的に使われることは絶対にありません。

知事が任命した統計調査員がお伺いします。

統計調査を装った「かたり調査」にご注意ください。

調査に関するお問い合わせは 大阪府総務部統計課 まで TEL:06-6210-9192

統計調査員は
顔写真付き「統計調査員証」
を携帯しています



大阪府及び府内市町村では、統計調査員を募集しています！

統計調査員とは？

国勢調査や経済センサスなど、統計法に基づく「基幹統計」などの統計調査において、調査対象となる企業や世帯を訪問し、調査の依頼や調査票の回収・点検などの業務を行っていただく方です。

統計調査員の仕事は？ ~ 統計調査員の主な仕事の流れ ~

説明会への出席(調査の内容及び仕事の説明を受ける)

調査の準備(担当する地域や調査の対象を確認、関係書類の準備をする)

調査票の配布・収集(調査対象を訪問し、調査票の記入依頼・回収等を行う)

調査書類の点検・提出(調査票等の記載内容を点検し、期日までに府や市町村に提出する)

調査終了後に、調査ごとに定められた報酬が支払われます。

統計調査員として活動するためには、府・市町村の統計担当部署で事前に登録が必要です。

詳しくは、府・市町村の担当窓口にお問い合わせください。

大阪府のお問い合わせ先 総務部統計課 TEL:06-6210-9192

2015年2月号

(毎月1回発行)



大阪府総務部統計課

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎19階 / 電話 06(6210)9196
統計課ホームページ <http://www.pref.osaka.lg.jp/toukei/>

再生紙を使用しています。